

京丹後市久美浜訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書（介護保険）

1. 当訪問看護ステーションの概要

(1) 名称、所在地 及び 営業所種類

事業所名	京丹後市久美浜訪問看護ステーション
代表者役職・氏名	京丹後市長 中 山 泰
所在地	京都府京丹後市久美浜町栃谷2371番地
電話番号	0772-82-5151
営業所種類	訪問看護

(2) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	京丹後市久美浜訪問看護ステーション
所在地	京都府京丹後市久美浜町栃谷2371番地
介護保険指定番号	訪問看護 2663390017
・その他のサービス	居宅介護支援 2663390017
サービスを提供する地域※	京丹後市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名（ ）		管理全般	1名（ ）
従事者	正看護師	4名（ ）	4名（ ）	訪問看護	8名（ ）
	准看護師	名（ ）	名（ ）	訪問看護	名（ ）
	理学療法士	1名（1）	名（ ）		1名（1）
	作業療法士	1名（1）	名（ ）		1名（1）
看護補助者		名（ ）	名（ ）	訪問看護業務の補助	名（ ）
事務職員		名（ ）	1名（ ）	事務一般	1名（ ）

（ ）内は男性再掲

(4) サービス提供時間

	通常時間帯
	8:30～17:15
平 日	○

但し、土・日・祝日 及び 12月29日から翌年の1月3日を除く

2. サービス内容

- ・ 病状・全身状態の観察と判断（体温・脈拍・呼吸・血圧の測定）
- ・ 日常生活の支援（食事・栄養・水分のとり方等、洗髪・体拭き・入浴の介助等、床ずれの予防）
- ・ 療養生活の援助（室内の清潔や温度、使いやすさ等）
- ・ 医師の指示による医療的処置（床ずれや傷の手当、管の管理、吸入、吸引、膀胱洗浄、在宅酸素

の管理等)

- ・ 医師の指示による薬の飲み方と管理
- ・ 生活リハビリテーション
- ・ 認知症や寝たきりの予防の為のケア及び助言
- ・ 精神・心理面のケア及び助言
- ・ 終末期ケア及び助言
- ・ 緊急時の相談等（緊急時訪問看護加算契約者のみ）
- ・ 介護相談
- ・ 死後のケア

3. 利用料金

（１）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の１割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。その際には、居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ます。

【料金表－基本料金と自己負担－】

《看護師による訪問看護》

訪問時間	介護		介護予防	
	基本料金	自己負担	基本料金	自己負担
20分未満	3,140円	314円	3,030円	303円
30分未満	4,710円	471円	4,510円	451円
30分～60分未満	8,230円	823円	7,940円	794円
60分～90分未満	11,280円	1,128円	10,900円	1,090円

《理学療法士による訪問リハビリ》

訪問時間	基本料金	自己負担	基本料金	自己負担
20分(1週間に6回が限度)	(1回当たり) 2,940円	294円	2,840円	284円
1日に2回超の場合(90/100)	(1回当たり) 2,670円	267円	(50/100) 1,420円	142円

【その他の加算・減算】

看護体制強化加算Ⅰ	5,500円	550円（1回／月）要介護の方のみ	
Ⅱ	2,000円	200円（1回／月）	Ⅱ
※上記の加算は、訪問看護の規定により変更になることがあります			
サービス提供体制加算（Ⅰ）	60円	6円（1回当たり）	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,000円	600円（1回／月）	
特別管理加算	（Ⅰ）5,000円（Ⅱ）2,500円	500円・250円（1回／月）	
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円（死亡月）	
長時間訪問看護加算	90分以上／3,000円	300円（特別管理加算対象者）	
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満／2,540円	254円	
	30分以上／4,020円	402円	
夜間等訪問加算	夜間（18時～22時）	25%加算	緊急訪問2回目より 算定可
	深夜（22時～6時）	50%加算	
	早朝（6時～8時）	25%加算	

初回加算（Ⅰ）	3,500円	350円（退院日当日の訪問の場合）
〃（Ⅱ）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	6,000円	600円
口腔連携強化加算	500円	50円（1回／月）
准看護師による訪問		10%減算（基本料金に対し）
特別地域訪問看護加算		15%加算（利用料に対し）

＊上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

＊保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は、いったん基本料金をいただき、サービス提供証明書を後日、市担当課の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

＊特別管理加算は、在宅酸素・留置されている管等医療管理の必要な方の加算です。

（その他）

- ① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者様の負担となります。
- ② 料金のお支払い方法
 - 1) 口座引き落とし
 - 2) 現金による徴収 現金出納員：松岡いずみ・豊嶋直子・中地智恵子・奥谷典子・吉岡広美
田中文子・辻村明美・蒲田千年妙にお支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- ③ キャンセル料は原則お支払いいたしておりません。

4. 運営の方針

利用者様が可能な限り居宅において自立した日常生活が営める様に健康の維持・回復を図り快適な在宅療養が継続出来るよう支援いたします。

5. 緊急時の対応方法

- （１）サービスの提供中に病状の急変が生じた等場合は、事前の打ち合わせにより、かかりつけ医、救急隊、御家族、居宅介護支援者等へ連絡をいたします。

かかりつけ医	氏名	
	連絡先	
御家族	氏名	
	連絡先	

- （２）営業時間外等の相談・緊急訪問については、事前（原則として前月）に緊急時訪問看護加算契約が必要になります。
- （３）緊急時訪問看護加算の契約がない場合は、直接かかりつけ医、又は病院にご連絡ください。

6. 秘密保持

職員又は職員であった者は、業務上知り得た秘密は外部に漏洩いたしません。

7. 事故発生時の対応

事故が発生した時は、かかりつけ医（主治医）および上司に報告し、対処いたします。

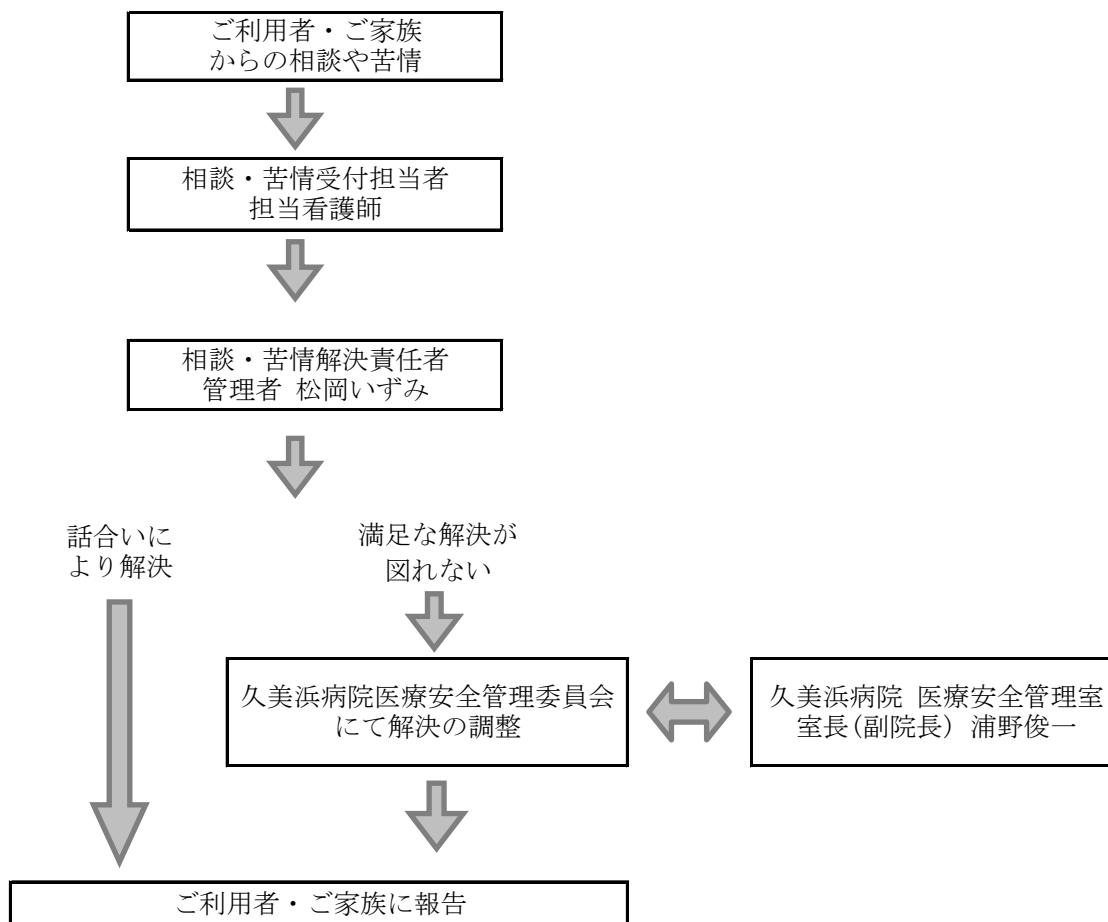
8. 警報・災害時の対応

警報が発令されたり、災害の恐れのある場合、訪問が出来ないことがあります。

9. ハラスメントの対応

利用者・その家族からの執拗な叱責・暴力的な言動・明らかに不当な要求等の迷惑行為があった場合は訪問を中止することがあります。

10. サービスの内容に関する苦情対応の手順



京丹後市立久美浜病院 (Tel;0772-82-1500)
京丹後市 長寿福祉課 (Tel;0772-69-0330)
丹後保健所 企画調整課 (Tel;0772-62-0361)
京都府国民健康保険団体連合会 (Tel;075-354-9090)

10. 当ステーションが提供するサービスについての相談窓口 担当 (代表) 松岡 いずみ

担当部署 京丹後市久美浜訪問看護ステーション

電話 0772-82-5151

受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15まで

但し、土・日・祝日 及び 12月29日から翌年の1月3日を除く

11. 利用者の皆様へのお願い

訪問看護等に係る利用者様の一切の接待・お心遣いは固く禁じられています。当事業所の事情をご理解頂き皆様のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

12. その他

訪問日および予定時間について、事業者の都合により、事前連絡・調整の上、変更することがあります。

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 京都府京丹後市久美浜町栃谷2371番地

名 称 京丹後市久美浜訪問看護ステーション

説明者 所 属 京丹後市久美浜訪問看護ステーション

氏 名 _____ 印

私は、本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けると共に交付を受けました。

利用者

住 所 京丹後市 _____

氏 名 _____ 印

(家族及び代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印